

## 放課後児童クラブ保育料の見直しについて

### 1. 保育料の見直しによる利用者負担の適正化

利用者負担の適正化は、全庁的課題として取り組んでいる事項で、当該事業の財源について利用者が負担すべき適正な水準を検討するものです。

### 2. 本市の放課後児童クラブについて

本市の放課後児童クラブは、平成 19 年度より指導員の配置基準を定めており、その後平成 27 年度に国から示された配置基準の約倍としています。同時並行で様々な活動を行う放課後児童クラブにおいて、指導員の配置数は高い質となっています。

専門性ある事業者へ委託できうる人件費と事業費の水準を設定し、公募のプロポーザル方式により当時の保護者会代表を含めた関係者で事業者を選定して、指定管理者として事業の実施と施設の管理を委託しています。

また、県内でも数少ない専用施設を設置していることも、本市の特徴です。用地を用意し費用をかけ専用施設を建設しています。学校外に専用施設として設定したことは、家庭に代わる場として、学校敷地外に設置することが重要との、当時の保護者代表や子育て関係者のご意見を踏まえたものです。

平成 22 年度から 23 年度にかけ、現在の 5 学童を集中的に整備し、現体制としました。

年度	委託料 当初予算額	平成 22 年度との差額	平成 22 年度との倍率
平成 22 年度	5,062 万 5 千円	—	—
平成 23 年度	6,258 万 4 千円	1,195 万 9 千円	1.23 倍
平成 31 年度	1 億 696 万円	5,633 万 5 千円	2.11 倍

### 3. 質の維持の重要性

本市の財政は厳しい状況にありますが、緊急財政対策の際も放課後児童クラブ事業の重要性を踏まえ、現在の水準や事業形態を維持しています。国では指導員の配置基準を下げるができるよう制度改正していますが、本市では現在の質を維持することを重要と考えています。

将来に渡り、持続可能な制度となるよう検討することをご理解ください。

### 4. 財源構成の状況

国の制度設計上の負担割合	平成 29 年度当初予算ベース	説明
<p>国の制度設計上の負担割合</p> <p>国, 16.7%</p> <p>県, 16.7%</p> <p>市, 16.7%</p> <p>保護者, 50.0%</p>	<p>市の負担状況</p> <p>国, 11.2%</p> <p>県, 11.2%</p> <p>市, 46.8%</p> <p>保護者, 30.6%</p>	<p>※市の負担 46.8%と保護者の負担 30.6%を同率に近づけることを目標に検討した。</p>

## 5. 保育料見直し案について

新たな保育料は、他の社会保障制度と同様に所得に応じた保育料体系に改めます。保育料表の階層の設定は、国の保育所保育料の階層区分を準用しています。

※所得に応じた負担とすることは我が国の社会保障制度の根幹をなす考え方です。

### ○基本的な保育料(案)

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層
国想定年収	生活保護	非課税	330万まで	470万まで	640万まで	930万まで	1130万まで	1130万超
現在の利用料	0	3,500	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
パブコメ(案)	0	3,500	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	18,000
前条例保育料(案)	0	3,500	10,000	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000
新保育料(案)※	0	3,500	10,000	12,000	13,000	14,500	16,000	17,500
階層分布	1.24	5.60	7.03	10.84	20.36	31.83	10.10	13.00

◇新保育料(案)は、第4階層を現在の保育料とし、1階層上がる毎に約10%ずつ増額するよう設定しています。(第3階層は、引き下げしています。)

▽第4階層と第5階層の差額を1,000円として、第6階層以上を1,500円ずつとしました。

▽後述の本市と類似の事業実施をしている例との比較で、月額14,500円程度は負担して頂いており、保育所保育料の階層分布によると約80%の方が、この負担の範囲に入ります。

### ○ひとり親世帯の保育料(案)

	1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層	7階層	8階層
国想定年収	生活保護	非課税	330万まで	470万まで	640万まで	930万まで	1130万まで	1130万超
現在の保育料	0	3,500	9,000※	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
パブコメ(案)	0	3,500	7,000	11,000	14,000	16,000	18,000	18,000
前条例保育料(案)	0	3,500	7,000	11,000	13,500	15,000	16,500	18,000
新保育料(案)※	0	3,500	6,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000

※第3階層の保育料で、児童扶養手当受給世帯は、4,500円。

▽新保育料(案)は、第4階層を現在の保育料とし、1階層上がる毎に約10%ずつ増額するよう設定しています。

▽第4階層より上の階層は、約10%を目安としつつ1,000円ずつ増額しています。

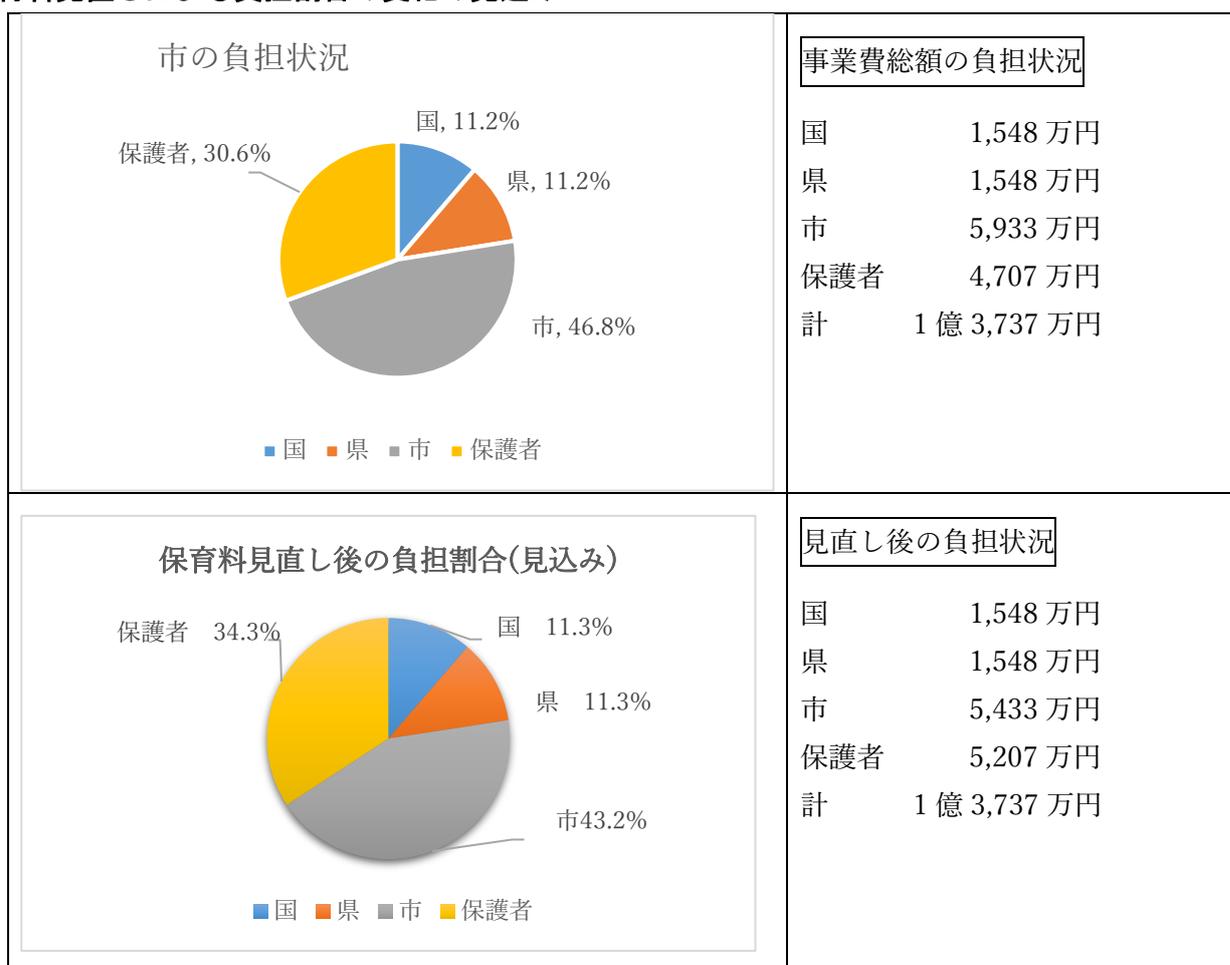
### ◇減免等のあり方の整理

- ・きょうだい減免・・・第3階層以上の世帯で20%減額(昨年度条例案と同様。)
- ・高学年割引・・・1,000円減額(昨年度条例案と同様。)
- ・ひとり親世帯の減免・・・現在の保育料を踏まえた、新たな保育料を設定。

## 6. 保育料見直しによる効果

事 由	パブコメ(案)	条例保育料(案)	前条例案変更点	再検討案
減免効果前	11,409,463	9,180,460	なし	7,712,400
きょうだい減免	1,271,590	1,220,770	なし	1,220,770
高学年割引	720,000	720,000	なし	720,000
ひとり親世帯	60万円程度	60万円程度	表を改める	70万円程度か
計	約 260 万円	約 254 万	—	約 270 万円
一般財政 効果額	880 万円	664 万円	—	500 万円程度

## 7. 保育料見直しによる負担割合の変化の見込み



## 【参考資料】 他市の 1 年生の利用料の状況

◇ 当市と同様に、条例で施設を設置し指定管理等で運営している市の例

▽ 藤沢市 利用料 14,500 円 + おやつ代 2,000 円 = 16,500 円

▽ 平塚市 利用料 14,000 円 + おやつ代と保険料は各クラブ別途

▽ 茅ヶ崎市 利用料 12,000 円 + おやつ代 1,900 円 = 13,900 円

※ 鎌倉市他、直営の市の多くの例 利用料月額 5,000 円 ~ 6,000 円 + おやつ代

※ 放課後児童クラブ運営者へ補助金で実施している市では、20,000 円から 25,000 円程度の例も散見される。